

令和7年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和7年5月26日（月）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 福田 晴一	委員 本間 正江	
	委員 宮川 淳子	委員 川染 誉	
	委員 長谷川 勝久	委員 名島 啓太	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校支援課長	教育指導課長	
	学び未来課長	学校改築施設管理課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	29号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和七年第二回東京都北区議会定例会）（予算関係）	承認
2	30号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う東京都北区教育委員会規則の整理に関する規則	承認
3	31号	審査請求に対する裁決について	承認
4	32号	審査請求に対する裁決について	承認
5	33号	審査請求に対する裁決について	承認
6	34号	審査請求に対する裁決について	承認
7	35号	いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
8	20号	訴訟について	了承
9	21号	生成AI利用ガイドライン策定について	了承

令和7年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和7年5月26日(月) 13:30

福田教育長	<p>それでは、これより令和7年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。 出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。 初めに、日程第1、第29号議案「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和七年第二回東京都北区議会定例会）（予算関係）」です。 教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>教育政策課長です。それでは、第29号議案でございます。 1枚おめくりをお願いいたします。議案書は1ページ、データですと、3ページになります。本議案でございますけれども、中央の列にお示しの令和6年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）について、説明欄記載のとおり、教育に関する事務についての議案作成に当たって区長から意見を求められているため、本案を提出するものでございます。 この1ページ右から5行目、議案の作成に異議がない旨回答することについて、今回ご審議をいただくものでございます。 議案書3ページ、データですと、5ページになります。データ5ページ以降、議案となっております。 議案書4ページ、データ6ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正です。 初めに、上段、歳入です。縦の列、右から2列目、補正額の欄、一番下の歳入合計で12億1,222万3,000円の減額です。 歳出、その下、中段の表でございます。同様に右端から2列目、補正額の欄、一番下の歳出合計で11億8,520万4,000円の減額です。内訳は後ほど説明をいたします。 議案書5ページ、データですと、7ページでございます。上段が債務負担行為補正でございます。予算は単一年度で完結するのが原則でございますが、一つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても負担支出しなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておきます。これを債務負担行為と言います。 1の追加でございます。堀船中学校の改築工事に係るものでございます。2の変更、谷端小学校リノベーション工事に係るものでございます。いずれも後ほど説明をいたします。 一番下の特別区債の補正でございます。特別区債でございます。一時的に多額の資金が必要な際に発行する長期の借入金でございます。こちらは堀船中学校等複合施設新築工事の進捗に合わせて減額してございます。 次のページ、議案書6ページ、データ8ページ以降、参考資料をお示ししてございます。歳入歳出予算の内訳となっております。 初めに、議案書の7ページ、データで9ページでございます。歳出からご説明をいたします。歳出、第2項の小学校費の学校給食費、（4）学校給食費保護者負担軽減事業でございます。食材費の高騰が続いていることを踏まえ、学校給食の質の確保を図るため、必要な経費を計上するものでございます。 その3行下、中学校費についても同様に、増額の補正予算を計上してございます。 その下、中学校費の学校施設建設費、（1）学校改築事業費でございます。堀船中学</p>

	<p>校等複合施設の新築工事に伴う債務負担行為について、お示しのとおり、当初令和8年度までとした工期について、大規模な地中障害物が確認され、その撤去などが必要になったため、令和9年度まで延伸することに伴い、増減説明欄、黒括弧の内訳のとおり、令和7年度予算額を減額するものでございます。</p> <p>なお、追加工事により、工期は延伸するものの、令和9年9月を予定しております学校の開設時期については、変更はございません。</p> <p>次の議案書8ページ、データ10ページになります。こちらご説明いたします。債務負担行為の内訳でございます。</p> <p>上段、第2項小学校費、学校施設整備費の学校リノベーション事業費でございます。谷端小学校のリノベーション工事における債務負担の限度額について、プールの配管の腐食、これが想定以上に大きく、工事範囲が増えたことやプール付近に地中障害が発見され、その撤去などが必要となったため、限度額を超えて積算する必要が生じ、お示しのとおり、債務負担の限度額変更を行うものでございます。</p> <p>なお、今回判明した追加工事により、令和8年9月を予定しております工事完了時期は変更はございませんが、令和7年夏のプール事業が校内で実施することができなくなったため、バス送迎にてパノラマプール十条台を活用して、秋にプール事業を実施する予定でございます。</p> <p>下段、第3項中学校費、学校施設建設費の学校改築事業費でございます。堀船中学校等複合施設新築工事の工期延伸に伴いまして、お示しのように、工事費、バスの運行管理業務委託、部活動送迎用バスの運行管理業務委託について、債務負担行為の追加を行うものでございます。</p> <p>以上、歳出の説明でございます。</p> <p>6ページ、データですと、8ページになります。歳入でございます。歳入につきましては、大変恐れ入りますが、お示しのとおりとさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本件について、ご質問またはご意見ありますか。特にございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>特にないようでしたら、反対意見もありませんので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>異議ないと認め、第29号議案については原案どおり承認することを決定いたします。</p> <p>続いて、日程第2、第30号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う東京都北区教育委員会規則の整理に関する規則」です。</p> <p>同じく教育政策課長からご説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
教育長	教育政策課長
教育政策課長	教育政策課長です。
福田教育長	お願いします。

<p>教育政策課 長</p>	<p>それでは、第30号議案、議案書4ページまでお進みをいただきます。データですと、6ページになります。議案書4ページ、こちら説明を記載してございます。刑法等の一部を改正する法律の施行により、刑法の一部改正に伴い、教育委員会規則の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を設けるため、本案を提出するものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますが、刑法の一部改正によりまして、懲役刑と禁錮刑が廃止され、これらに代えて、拘禁刑が創設されることとなりました。今回、この改正を踏まえた規定整備をするために三つの教育委員会規則の改正を行うものでございます。</p> <p>なお、今回の整理する規則でございますが、2章構成となっております。第1章、関係規則の改正、第2章、改正刑法施行に伴う経過措置を定めてございます。</p> <p>それでは、中身の説明をさせていただきます。議案書は5ページ、データ7ページになります。恐れ入ります。新旧対照表をお示ししてございます。議案書5ページ、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の中にございます下段の下線部分「禁錮」でございます。これの記載を上段のとおり「拘禁刑」に改めるものでございます。</p> <p>続きまして、議案書6ページ、データは8ページになります。文字が大変小さくて恐縮でございますが、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の様式でございます中段の下線箇所、大変見にくくて恐縮です。「禁錮」の記載、これを上段のとおり「拘禁刑」に改めるものでございます。</p> <p>続いて、議案書7ページ、データ9ページです。恐れ入ります。まず、この冒頭の右上にあります「(第●号議案参考資料)」という表記、大変恐縮です。消し忘れてございます。恐れ入ります。削除をお願いいたします。</p> <p>このページでございますけれども、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第7条第1項でございます。下段の改正前「懲役、禁錮」の記載を上段お示しのとおり「拘禁刑」に改めるほか、下線部分の1号及び2号を削除する規定の整理を行うものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、議案書2ページまで、データ4ページまでお戻りをいただきます。この議案書2ページの右から7行目、第2章以下では今回の改正による経過措置を定めてございます。ここの真ん中の列、第4条でございます。過去の一部改正規則、廃止規則等におきまして、なお従前の例による等とされている人の資格に関する規則の規定を適用する際には、拘禁刑に処せられた者は、禁錮に処せられた者とみなすこととするよう手当てをしたものでございます。</p> <p>次のページ、3ページ、データは5ページです。第5条、第6条をお示ししてございます。今回改正する規則における人の資格に関する規定を適用する際、禁錮、懲役の刑の判決を受けた者について、改正刑法施行後は、拘禁刑の判決を受けた者とみなすこととするよう手当てをしたものでございます。</p> <p>最後に、議案書3ページ、データ5ページになります。後ろから3行目、付則でございます。今回の整備規則の施行日、改正刑法の施行日に合わせて、令和7年6月1日に施行いたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、本件について、ご質疑またはご意見ございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>特に反対意見、質問ないようですので、本件については原案どおり承認することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 異議ないと認め、第30号議案については原案どおり承認することと決定いたします。 次に、日程第3から日程第6については、関連する内容ですので、一括して審議に供したいと思えます。 また、本件について個人情報に関する案件であるとともに、意思形成過程にある案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開としたいと思えますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、会議を非公開といたします。</p> <p>【非公開】</p>
<p>福田教育長</p>	<p>続いて、日程第7、第35号議案「いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査結果の報告について」です。 本件についても個人情報に関する案件であるため、地教行法第14条第7項ただし書の規定に基づき非公開としたいと思えますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、引き続き会議を非公開といたします。</p> <p>【非公開】</p>
<p>福田教育長</p>	<p>では、続いて報告事項です。日程第8、報告第20号「訴訟について」です。 本件も個人情報が含まれる案件ですので、地教行法第14条第7項ただし書の規定に基づき非公開としたいと思えますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>福田教育長</p>	<p>では、引き続き非公開とさせていただきます。</p> <p>【非公開】</p>
<p>福田教育長</p>	<p>それでは、ただいまより会議を公開とさせていただきます。 続いて、日程第9、報告第21号「生成AI利用ガイドラインの策定について」です。 学び未来課長から説明をお願いいたします。</p>
<p>学び未来課長</p>	<p>教育長</p>
<p>教育長</p>	<p>学び未来課長</p>
<p>学び未来課長</p>	<p>学び未来課長です。</p>

<p>福田教育長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>学び未来課長</p>	<p>私からは、日程第9、報告第21号「生成AI利用ガイドラインの策定について」ご報告いたします。</p> <p>報告資料の1ページをご覧ください。策定に至る経緯でございます。昨年12月に文部科学省より初等中等教育段階における生成AI利用ガイドラインの改訂版が発出され、令和5年に出された初版のガイドラインと比べると、学校現場における具体的な活用事例や留意点が示され、今後の生成AIの積極的な利活用の推進を求める内容となっております。</p> <p>また、これからのグローバル社会、多様性社会を見据え、学校教育において生成AIを含むテクノロジーを積極的に活用していくとの考えの下、国のガイドラインを基に、このたび区としての生成AIガイドラインを策定するものでございます。</p> <p>1、ガイドラインの概要です。</p> <p>まず、本ガイドラインの目的ですが、区の教職員及び児童・生徒が業務や学習で生成AIを利用する際に遵守すべき事項を明記するものです。そして、生成AIは人間の能力をサポートし、可能性を広げてくれる有用なツールですが、そのリスクや懸念を踏まえつつ、最終的には人間の責任ある判断によって適切に活用すべきであることを説明しています。</p> <p>次に、本ガイドラインが対象とする範囲でございますが、教職員及び小学3年生から中学3年生として、利用可能とする生成AIは、お示しの5つです。このうち児童・生徒が利用できるのは2つです。恐れ入りますが、ページを送っていただき、別紙1ガイドライン概要版の2枚目、データで言うと、6ページをご覧ください。2つのうち1つは、みんなで生成AIコースという生成AIです。こちらは授業の中で安全に対話型生成AIを利用することを目的に開発されたツールで、ChatGpt等とは異なり、送信したデータは機械学習されず、また教員の監督下での利用となるものです。</p> <p>もう一つが次のページ、既に「きたコン」まなびポケット内の画像編集ツールとして利用しているAdobe Express、この中の機能として存在している画像生成AIになります。</p> <p>また、その下に教職員のみが使用できる生成AIツールとして3種の概要をお示ししています。「きたコン」がグーグルのChromebookであることとの親和性や生成AIとしての普及度、信頼性等を踏まえてのセレクトとなっております。</p> <p>報告資料にお戻りいただけますでしょうか。ガイドラインの概要、次に生成AIを利用する際の留意点として個人情報や機密情報は入力不可であること、また生成物をそのままのみにはせず、内容をよく確認すること、著作権侵害にならないよう留意することなどを明示しています。さらに、生成AIの効果的な活用方策を具体的に示すとともに、このような使い方はすべきでないという事例も明示をしております。ガイドライン全体につきましては、別紙2で本編をお示ししてございますので、後ほど高覧いただければと存じます。</p> <p>2、今後の進め方でございますが、今後生成AIについて教職員向けの研修を行うとともに、エヴァンジェリストの先生方による授業研究、そしてその成果の発表会などで活用事例を広く水平展開してまいります。</p> <p>以上、ガイドラインについての説明申し上げましたが、今後このように学校現場での生成AI活用を推進していくことにより教職員の業務負担軽減のみならず、児童・生徒に対する個別最適化された学習、創造的な活動を支援、また生成AI自体を教材とした情報リテラシー教育を進めていきたいと考えてございます。</p> <p>報告は以上となります。よろしく願いいたします。</p>
<p>福田教育長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、本件についてのご質疑またはご意見はございますか。</p>

本間委員	教育長
福田教育長	本間委員、お願いします。
本間委員	<p>ご説明ありがとうございました。本当に大いに恐れることなく利活用を進めていくということがとても大切だということも、改めて思ったところです。その上で、一つには様々研修をこれから行っていくと思うのですが、実際問題、自分に置き換えたときに、本当に学校の現場の先生方がここにあるように生成A I の活用方策（校務・学習活動）のところにもありますように、先生方が最終的に、教職員自らがチェックし、推敲・完成させるなどなどのところで、きちっとそれに追いついていかれるのかなと、もちろん失敗等も含めて乗り越えていくということが大事だと思うんですが、その児童・生徒の進捗状況と大人の進捗状況、教職員との差を具体的に埋めていかないと思いますので、その辺りどのような方向を考えていらっしゃるのか、もう少し具体的に研修対応を伺いたいことが一つ目です。</p> <p>あともう一つ、みんなで生成A I コースは、みんなのコードというところで、教育長がよくご存じのところだと思うのですが、これの無償化が来年の3月31日までというふうになっているところですが、その後のことについて、今後どのような見通しなのか教えてください。</p>
学び未来課長	教育長
教育長	学び未来課長
学び未来課長	学び未来課長です。
福田教育長	お願いします。
学び未来課長	<p>まず、研修体制につきましてですが、今年の夏、ICTに関する研修で幾つかテーマを設けて毎年やっているんですが、先ほどのみんなでのコードの方をお呼びして、生成A I とは何かということから、基礎的なところから、また活用事例について研修をします。そちらは会場で、対面研修で行うわけですが、その資料であったり動画であったりは、広くその研修に来られなかった方にも展開をしてみたいです。</p> <p>また、児童・生徒につきましても、教職員とともに、このA I のみならず情報リテラシーに関する教育は必要だと考えてございまして、こちら小学校3年生以上としたのも、情報モラル教育の指導カリキュラムにおいてデータや情報には誤りがあるということ、そういうことを教えていくのがおおむね3年生以上となっております。こうしたリテラシー教育と並行して、併せてやっていくということで学校の方には案内をしているところでございます。</p> <p>そして、もう一つのもので生成A I コース、今回無償で提供されているということで先方からは案内をさせていただいて、来年度については国の助成金の関係もあって、まだ未定ですというところではあります。研修も含め、先方とこのやり取りをする中で、今回これを使うに当たっては教員が全員使えるというふうな設定ではなく、各学校で使う人を手挙げで取りまとめて、その人のアカウントにこれを使えるように設定をしていくというところで考えてございまして。</p> <p>もし、有料に将来的になった場合、教職員、例えば2,000人全部のアカウントが使えるようにするというときの予算と、あとは学校で幾つかアカウントを限定しておく、いろんなパターンも考えられるとは思いますが、教育委員会としては、この生成A I を</p>

	<p>活用して、このみんなの生成A I コースの使い勝手やフィードバックを十分検証した上で、もし予算化が必要であるという場合には検討していく必要があるというふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員、どうぞ。
本間委員	すみません。一つは、その手挙げのところでどのぐらいの先生方が見込まれるのかということと、あと有償に仮になった場合、予算的には十分賄える見通しなのかというあたりも教えてください。
学び未来課長	教育長
教育長	学び未来課長
学び未来課長	学び未来課長です。
福田教育長	お願いします。
学び未来課長	<p>このガイドラインとこのみんなの生成A I コースに登録の募集については、この本教育委員会後、今月中に各学校に発出をする予定でございまして、正直どれぐらいの手挙げがあるかというのは、ちょっと予想はつかないところなんですけど、各学校にはそれぞれICT教育を先進に取り組んでいるエヴァンジェリストとか、教科担任のICT教育の担当の先生がいらっしゃるので、少なくともお一人は登録をしていただきたいということで案内を行う予定でございまして。</p> <p>そして、その予算の見通しにつきましては、その単価がどうにもちょっと分からないというところではあるんですけども、そこも情報収集しながら、今後検討していきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	ありがとうございます。
本間委員	教育長
福田教育長	本間委員
本間委員	単価って分からないんですか。
福田教育長	<p>単価は、まだ分からないですね。じゃあ、ちょっと自分もいいですか。これは文科省の助成金で来ています。昨年も無償でした。昨年の段階では、令和6年度止まりと言っていたんですけど、結局継続されて令和7年度になりました、と。ですから、この状況で、文科省のほうでもっと裾野を広げたいとなったら令和8年度も予算が無償化される可能性があります。小学校生成A I は、今のところ文科省で保障しているみんなのことだけなので、ちょっとその辺の来年度の状況は、ちょっとまだ分からないところが正直なところですよ。</p>

本間委員	ありがとうございます。
福田教育長	長谷川委員はよろしいですか。
本間委員	教育長
福田教育長	長谷川委員
長谷川委員	はい、大丈夫です。特にありません。ありがとうございます。
福田教育長	では、ほかに。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	<p>川染です。北区の生成A Iガイドライン拝見させていただきました。ありがとうございます。東京都の研究協議会でも都立の高校生、こういった生成A Iとか、グローバル授業ということで、すごく力を入れていくということだったので、やっぱり小中学生のうちからこうしたI Tリテラシーとか、新しい技術を学んでいくというのは、私もとても賛成ですし、大事だなと思っています。</p> <p>ガイドラインちょっと見させていただいて、ちょっと質問が一つと、あと意見が一つあるんですけども、この資料で言うところのこれは4ページですか、みんなで生成A Iコース、①、これみんなのコードのページなんですかね。横文字になっているところの安全な利用環境ということで、ここに「生徒の会話履歴を先生は閲覧可能」という、あるんですけど、こういった機能があるというのは分かるんですけども、これは、生徒に対しては、ちゃんと生成A Iの会話機能というのは、ちゃんと先生たちも見れるから見られても恥ずかしくないようなそういう使い方をしてねというふうには、ちゃんと説明をされるという運用をされているんでしょうかというのがちょっと質問です。まず一個、はい。</p>
学び未来課長	教育長
教育長	学び未来課長、お願いします。
学び未来課長	<p>学び未来課長です。その同じページの右下にチャット画面とあると思われるんですが、このように先生も児童・生徒も同じ画面で会話のやり取りをしますので、児童・生徒も、必然的にほかの子が会話をしている様子ですとかは同じ画面を見ているということです。</p> <p>ここの機能として、一番下にもあるんですが、例えば憎悪とか、性的、暴力的な言葉を入力された場合に、先生にこういう子がこういう発言をしていますというふうアラートが来るところもありますし、そもそもこのチャット画面を開いて、この生成A Iを使うというのが先生が設定した時間内ではできないので、主に授業の時間だけで使うことを想定した運用というふうに考えています。なので、家でこれを使うとかいうところは今のところ、設定すればできるんですけども、設定できないというか、授業内に設定して使うというところを想定してございます。</p>
川染委員	教育長

福田教育長	川染委員
川染委員	<p>分かりました。ありがとうございます。であれば、はい。ということで、一番最後の11ページの6番の一番下にあります。ここがちょっと意見なんですけれども、要は学校外でこういった生成AIを利活用する可能性が今後増えるとなったときに、先生方は、先ほどのエヴァンジェリストの方とかの研修を受けたりとか、ある程度知識等々、ノウハウをお持ちになっていらっしゃるし、あとチームとして行動されるという、区のバックアップもありますと、先生を通して児童・生徒もある程度学んでいくことが予想されるんですけど、学校外で取り残されているのが多分保護者になってくると思うんですね。</p> <p>やっぱり保護者の世代だと、小さいときにITリテラシーなんて学んでいませんから、子供任せじゃないですけど、ある程度は問題ないと思うんですけど、今後そこを区としても何か、どうやって保護者を支援していけばいいのかなというところはちょっと考えつつ、「くおん」とかでも、「きたコン」をこうやって使って、今、子どもたち学んでいますよというのをお知らせとかしていただいているんですけども、結構土曜授業とか、いろんな場面で「きたコン」を使って、今、子どもたちってこういうふうに学んでいますよとか、そういったのを保護者の方にもちょっとあえて見せたりですね、このICTを使って。結構、今、分かっている方は分かっていると思うんですけど、ここまで活用しているかというのがなかなか分からない場面も多いのかなというふうにちょっと思っています。</p> <p>ガイドラインをどうこうというわけではないんですけど、これ自体はいいと思うんですけど、今後ちょっと保護者も少し蚊帳の外になりつつある部分もあるかとは思っているので、少しフォローの仕方というか、周知の方法を確保、なるべく横並びにできるような形がいいかなというふうにはちょっと感じました。</p> <p>以上です。</p>
学び未来課長	教育長
福田教育長	学び未来課長
学び未来課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>まず、この「きたコン」で児童・生徒が使えるAIは、お示しのとおり、みんなの生成AIコードとAdobeの画像生成AIコードでして、そのほかのAIに関しては一応使えない設定にはなっております。</p> <p>ただ、今後ご家庭での端末ですとか、将来的に自分でパソコンを持つということもありますでしょうし、保護者の方には、この生成AIを使うということ、学校でやる場合には学校でこういった生成AIを使った授業をしますと、これはこういうことに気をつけながら使っていきますと、もちろん生成AIを使っていくことの目的、意図というところも説明した通知文を出す、そういった運用を各学校にはお願いするところでございます。</p> <p>また、先ほど委員もおっしゃっていた「くおん」ですとか、当課で発行している「みらい」といった情報誌で、生成AIの授業例なども広く案内をして、北区がこういうことに取り組んでいるということの周知を今後図っていきたいと考えてございます。</p>
教育振興部長	教育長
福田教育長	教育振興部長、どうぞ。
教育振興部	昨年もPTAの個別の研修会の中で、ICTの活用について勉強会をやりました。そ

長	<p>ういうところでやっていくのも一つかなというふうには思います。</p> <p>ただ、確かにこういうものを進めていくときに保護者が置き去りになるという話が、例えば包括的性教育の話でもある話で、どこまで教育委員会がそこに対してアプローチをしていく必要があるのか、当然教員だけではできませんし、教育委員会事務局が、じゃあ児童・生徒数よりはるかに多い保護者に対して具体的に何か展開できるかというところ、正直、僕は厳しいと思っています。</p> <p>ただ、例えばそういった中では、学校と保護者をつなぐ重要な役割を担っているのが、例えばPTAであるとするならば、そういったところで研修会をやりながら裾野を広げていくのであるとか、先ほど先生がおっしゃられたような土曜授業とかを使って、そういうところで一緒に学ぶ機会を設けるとか、そういうところから広げていくしか今のところはないかなというふうに思っています。</p> <p>あともう一つは、区長部局と連携をする中で、これは別に区長部局と今そういう話をしているわけではないですけども、高齢者のデジタルデバインド対策みたいなものと連動するような形で、一般の方向けの生成AIの利用について区全体で何か考えていくとするならば、教育委員会としてこういう課題がありますというふうに話をしていく必要があるかなというふうに思いました。</p> <p>すみません。私のほうからは、そういう見解を持っていますということです。</p>
福田教育長	ありがとうございます。川染委員、よろしいですか。
川染委員	教育長
福田教育長	川染委員
川染委員	はい。区への提案も含めて、賛成でございます。ありがとうございます。
福田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、ほかに委員の方でご質疑、ご意見ございますか。よろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了といたします。</p> <p>以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和7年第4回教育委員会臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>